

入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

平成18年11月21日制定

1 目的

この要領は、鳥取市の発注する建設工事並びに測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係のコンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する事務手続きを定めるものである。

2 対象工事

原則として、全ての建設工事等について適用するが、災害復旧応急工事等閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

3 質問書の提出

入札参加者予定者は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書（様式第1号）を提出するものとする。

なお、口頭による質問は受け付けないものとし、書面（紙）により行うものとする。

(1) 提出方法

様式第1号の書面を検査契約課に提出すること。

(2) 提出期限

入札日（鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第10条第1項第4号に規定する電子入札の場合にあっては、入札期間の末日。以下同じ。）の前日から起算して5日前までとする。

4 質問書の回答

検査契約課は質問書の受領後、設計担当課へ質問書を送付し、設計担当課が質問回答書（様式第2号）を作成し、検査契約課へ提出する。検査契約課は質問回答書をファクシミリにて入札参加予定者全員に通知するものとする。

なお、類似する複数の質問書については、一括して回答できるものとする。

5 回答方法等

質問への回答については、入札日の前日から起算して4日前までに提出するものとする。

6 質問回答書の扱い

質問回答書は、契約図書の一部として扱われるものであり、入札後、その要旨をまとめる等のうえで現場説明書に添付するとともに、決裁設計書に添付し保管すること。

附 則
この要領は、平成18年12月1日から適用する。

附 則
この要領は、令和5年2月15日から施行する。

(様式第2号)

平成 年 月 日

入札参加予定者様

鳥取市長

〇〇〇〇〇〇〇〇工事・業務の質問回答書について（通知）

このことについて、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり通知します。

記

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工 事 名 業 務 名	
入札予定日	平成 年 月 日 ()
提出年月日	平成 年 月 日 ()
質問事項	回 答

注) 質問回答書は、入札参加予定者全員に、入札日の前日から起算して4日前までに、ファクシミリで通知する。